

(一覽表 2)

不利益処分に係る処分基準

 部局名：農政部畜産振興課
 (電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
1	家畜商法	第7条第1項	家畜商の免許の取消	未設定イ	
2	家畜商法	第7条第2項	家畜商の免許の取消、事業停止命令	未設定イ	
3	家畜取引法	第18条第1項	家畜市場の登録の取消	未設定イ	
4	家畜取引法	第18条第2項、第18条の2	家畜市場の登録の取消、開場停止 家畜取引業者の業務停止命令	未設定イ	
5	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	第24条第1項	飼料の廃棄、回収等の措置命令	未設定イ	
6	畜産経営の安定に関する法律	第13条第1項、同条第2項	指定解除	未設定イ	
7	肉用子牛生産安定等特別措置法	第9条第1項	指定協会の指定解除	未設定イ	
8	養鶏振興法	第10条第1項	ふ化業者登録の取消	未設定イ	
9	養鶏振興法	第14条	法定義務履行のための措置命令	未設定イ	
10	獣医療法	第6条	診療施設の使用制限命令等	未設定イ	
11	獣医療法	第7条第3項	診療用機器等の使用制限命令等	未設定イ	
12	獣医療法施行令	第1条第3項	診療施設整備計画の認定の取消	未設定イ	
13	家畜改良増殖法	第7条第1項	種畜証明書の効果の取消又は停止	未設定イ	
14	家畜改良増殖法	第19条第1項	家畜人工授精師の免許の取消	未設定イ	
15	家畜改良増殖法	第19条第2項	家畜人工授精師の免許の取消業務の停止	未設定イ	
16	家畜改良増殖法	第26条第2項	家畜人工授精所の開設許可の取消、使用の停止	未設定イ	
17	家畜伝染病予防法	第17条第1項	患畜等の殺処分の命令	設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定め尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
18	家畜伝染病まん延防止規則	第5条	家畜集合施設の開催等の制限	未設定 イ	
19	家畜伝染病まん延防止規則	第6条	放牧等の制限	未設定 イ	
20	北海道家畜保健衛生所条例	第4条 第2項	衛生所の利用の許可の取消し等	設定	
21	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第10条 第2項	認定処理高度化施設整備計画の取消	未設定 イ	
22	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第5条 第2項	管理基準の遵守命令 (勧告に係る措置命令)	未設定 イ	
23	牧野法	第9条 第1項 第10条 第2項	牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更承認	未設定 イ	
24	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条 第4項	医薬品販売業者等に対する構造設備の改善命令及び施設の使用禁止命令	未設定 イ	
25	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の4 第2項	医薬品販売業者等に対する許可等の条件違反の是正措置命令	未設定 イ	
26	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第73条	管理者等 (製造業者を除く。) の変更命令	未設定 イ	
27	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条	配置販売業の業務の停止命令	未設定 イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

No	法令名	根拠条項	不利益処分の概要	設定等区分	備考
28	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条第1項	医薬品販売者等の販売業若しくは賃貸業の許可の取消し又は業務の停止命令	未設定イ	
29	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第26条第4項等	許可更新の拒否	未設定イ	
30	家畜伝染病予防法	第12条の64第2項	飼養衛生管理基準の遵守命令（勧告に係る措置命令）	未設定イ	
31	動物用医薬品等取締規則	第115条の11第4項	販売従事登録の消除	未設定イ	
32	家畜伝染病予防法	第17条の2第5項	患畜等以外の家畜の殺処分の命令	未設定イ	
33	家畜伝染病予防法	第26条第1項	倉庫等の消毒の命令	未設定イ	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

* 処分基準を設定し、公にするのは努力義務であるが、手続法の趣旨から、合理的な理由がある場合を除いては定めなければならない。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載